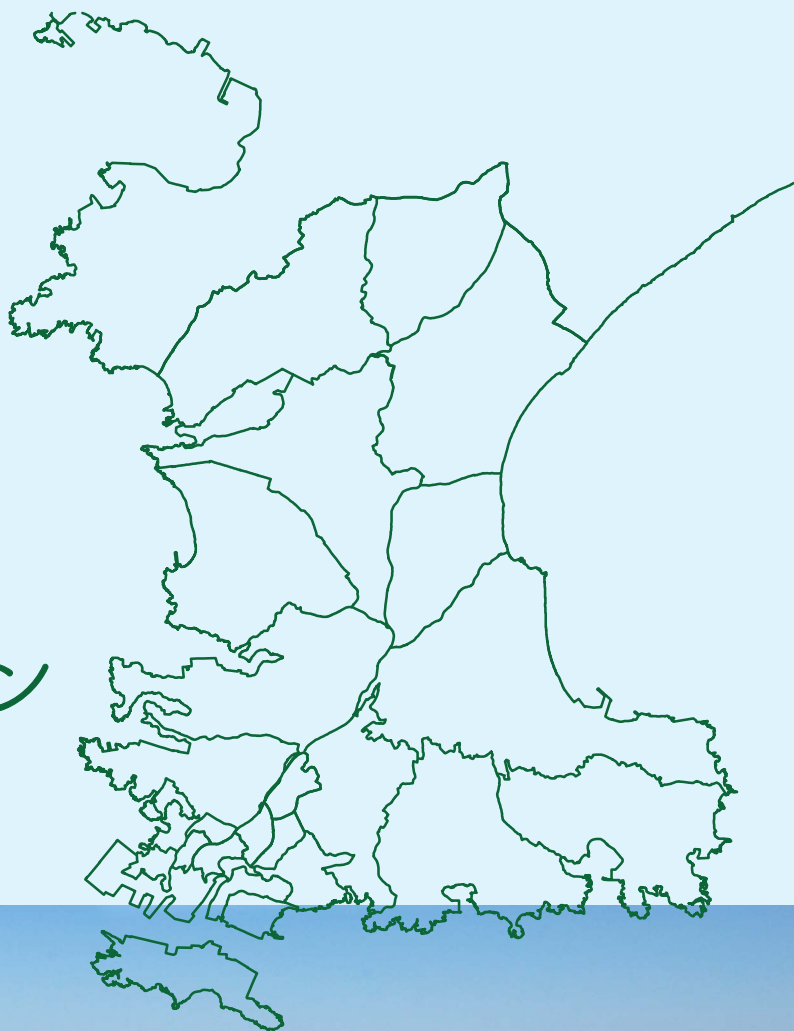


三浦市

都市計画 マスタープラン



Urban Master Plan of Miura City



令和元年12月

市民の皆様へ

三浦市では、地域の視点から将来を展望し、望ましい都市像と都市づくりの基本方向を示した「三浦市都市計画マスタープラン」を平成9年3月に策定し、平成21年3月の全面改定では、人口減少社会の到来などに伴う課題への対応を踏まえ、豊かな自然環境を活かし共生するまちを目指すこととし、様々な取組を進めてまいりました。

しかし、人口減少、少子高齢化は進行する一方、大規模災害に備え「いのち」を守る対策が求められる中、上位計画等の見直しも行われてきました。

そこで、従来から目指すべき都市像は継承しつつ、より実効性のあるマスタープランをもって、まちづくりのさらなる進展を図っていくことを重視して、所要の改訂をいたしました。

少子高齢化が進み、自治体経営の環境はますます厳しい状況ではありますが、持続可能なまちづくりを進めていくため、国、県や他の自治体、民間との連携を大切にし、平成から令和を迎えた新たな時代にも、三浦市は「あったかいまち」を目指してまいります。



令和元年 12 月
三浦市長 吉田英男

三浦市都市計画マスタープラン 目次

序章 はじめに	1
1. 都市計画マスタープランとは	2
2. 三浦市都市計画マスタープランとは	3
第1章 現況と課題	9
1. 地理的条件.....	10
2. 人口動態	12
3. 産業.....	16
4. 土地利用	26
5. 都市基盤	32
6. 防災.....	44
7. 都市づくりの課題と今後の方向性.....	48
第2章 都市づくりの目標	51
1. 目標年次	52
2. 都市づくりの基本理念（将来都市像）.....	52
3. 都市づくりの目標.....	53
4. 将来都市構造.....	54
第3章 都市づくりの方針	57
1. 土地利用の方針	58
2. 都市基盤の方針	60
3. 都市環境の方針	70
4. 都市防災の方針	74
5. 都市の活性化の方針.....	76
6. 地域交流ゾーンの目指す市街地像.....	77
第4章 実現に向けた取組	89
1. 重点テーマ	90
2. 市民、事業者及び市（行政）との協働による取組	92
3. 機動的な対応.....	93
資料編	95
1. 用語集（50音順）.....	96
2. 改訂までの経緯	103
3. 委員名簿	104

序章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 概要

2. 三浦市都市計画マスタープランとは

(1) 役割と位置づけ

(2) 改訂の背景

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 概要

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

様々な社会構造変化、自然災害リスクの中、持続可能で活力ある都市づくりを進めるため、都市計画マスタープランの役割は増えています。

都市計画法に基づく都市計画マスタープランには、次の2種類があります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものであり、その都市計画区域の指定都市・都道府県が定めるもの。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。

都市計画法（抜粋）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第一八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 三浦市都市計画マスタープランとは

三浦市都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」として定めるものです。

まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示すとともに、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めます。

(1) 役割と位置づけ

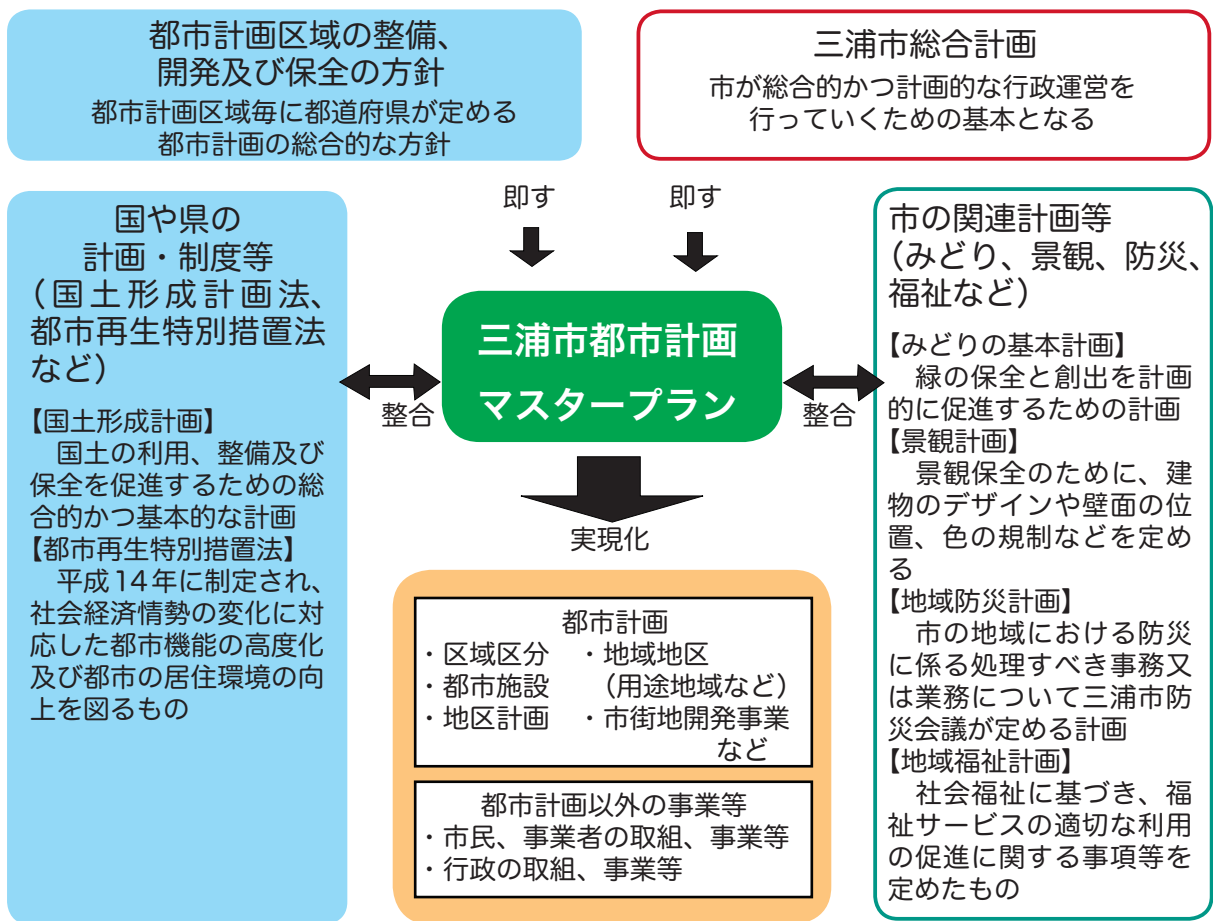
市町村の都市計画等、まちづくりに関することは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」に沿って定められることとなります。

そのため、『市民、事業者、行政の共通のまちづくりの指針』として、また、『都市計画決定（又は変更）等における指針』としての役割があります。

その役割を果たすためには、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」及び「三浦市総合計画」に即し、国や県の計画・制度等や市が定めている関連計画等との整合を図りながら、三浦市都市計画マスタープランを策定する必要があります。（図 序-2-1 参照）

《三浦市都市計画マスタープランの役割》

- 市民や事業者に対し、都市における将来都市構造を明示し、その課題解決や実現に向けた大きな道筋（都市づくりの目標や方針等）を示すこと。
- 市民や事業者が、積極的に「まちづくり」へ参画しやすい機会をつくること。
- 都市計画の視点から、都市における現状や課題を知ってもらい、都市における都市計画の先導的な指針を示すこと。



■図 序 -2-1 三浦市都市計画マスタープランの位置づけ

(2) 改訂の背景

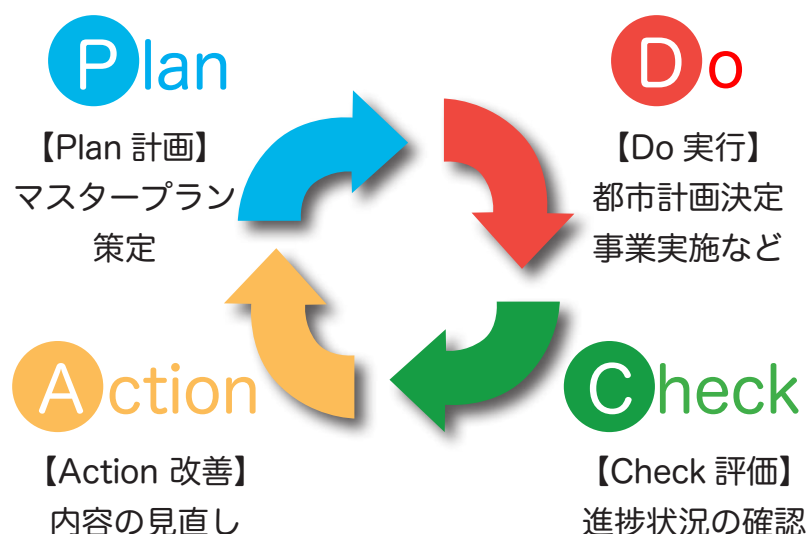
当初の三浦市都市計画マスタープランは、平成4年6月の都市計画法改正（第18条の2）に伴い、平成9年3月に策定されました。

その後、平成21年3月に、人口減少や少子高齢化の進行、景気の長期低迷等、三浦市を取り巻く社会経済状況が大きく変化したこと等を踏まえ、おおむね20年後の令和7年（2025年）を目標年次とし、新たな「都市づくりの目標」などを設定し、全面的に改定しました。

それから10年が経過する中で、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生をきっかけに、防災・減災のまちづくりへの対応がより求められるようになったことや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定に伴うインバウンド需要の高まり、引き続き人口減少、少子高齢化など、社会情勢が大きく変化してきました。その中で、上位計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・三浦市総合計画）、国や県の計画・制度等の見直しなどが行われてきています。

また、三浦市においては、都市計画マスタープランの実現に向け、都市計画道路の見直し、高度地区の決定、景観計画の推進、風致地区の見直しといった取組を着実に進めてきました。（表序-2-1参照）

そこで、これらを踏まえた「現況と課題」を改めて把握するとともに、これまでの取組の進捗状況の確認と内容の見直しについて検証した結果（PDCA）、前回改定時に設定した「都市づくりの目標」（基本理念・将来都市像）を目指している途上では、同一の目標を継承しつつ、持続可能なまちづくりを進めていくため、三浦市都市計画マスタープランを部分的に改訂することといたしました。（図序-2-2参照）



■図序-2-2 PDCA サイクル

■表 序 -2-1 三浦市における都市計画に関する取組等

年度	三浦市における都市計画に関する取組
平成 20	3月 都市計画マスタープラン改定
平成 21	2月 都市計画道路の廃止（7路線）
平成 22	12月 生産緑地地区の変更（縮小3箇所・拡大1箇所・廃止2箇所）
平成 23	10月 高度地区の決定 近郊緑地特別保全地区の決定（区域区分の変更等を含む）
平成 24	8月 都市計画道路の変更（3路線） 11月 生産緑地地区の変更（縮小1箇所・廃止1箇所）
平成 25	11月 生産緑地地区の変更（縮小1箇所・廃止1箇所・追加1箇所）
平成 26	2月 景観計画策定
平成 27	4月 風致地区条例施行 7月 風致地区の変更（4地区） 景観条例施行・景観審議会設置 2月 都市計画市場の決定
平成 28	11月 第7回線引き見直し（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等） 2月 都市計画公園・緑地の見直しの方向性の決定 3月 みうら景観資産認定（11点）
平成 29	11月 都市計画公園（向ヶ崎公園）の変更 12月 引橋地区地区計画の決定
平成 30	11月 生産緑地地区の変更（縮小1箇所・廃止3箇所）

国の制度改正等	三浦市関連の動向	人口の推移				
		10	20	30	40	50
						千人
	11月 「三浦市緊急緊縮財政宣言」公表					48,671人
	9月 三浦市土地開発公社解散 11月 三浦市汚泥再生処理場 (三浦バイオマスセンター)稼働					48,352人
12月 津波防災地域づくりに関する法律施行						47,880人
12月 都市の低炭素化の促進に関する法律施行	11月 新たな観光の核づくり事業認定 (三崎城ヶ島) 三浦市津波ハザードマップ作成 3月 総合計画(三浦まちづくりプラン) 策定					47,141人
	3月 三浦市地域防災計画(地震災害対策 計画編)見直し					46,440人
8月 都市再生特別措置法等の一部改正 施行(立地適正化計画)	8月 県立三崎高等学校跡地利活用方針 (平成26年度版)策定 3月 三浦市地域防災計画(風水害等災害 対策計画編)見直し					45,748人
	10月 人口ビジョン・まち・ひと・しごと 創生総合戦略策定 11月 県立三崎高等学校跡地(A地区) 事業契約締結 3月 三崎漁港「水産業・漁港を核とした 振興ビジョン」策定					45,289人
	3月 総合計画(三浦みらい創生プラン)策定、 三浦市公共施設等総合管理計画策定					44,651人
6月 都市緑地法等の一部改正						43,877人
	4月 三浦市低温卸売市場 稼働 5月 「西部処理区・南部処理区排水処理 方針」策定					43,163人

